

労働環境チェックシートについて(工事)

安城市では、公共サービスの実施に従事する者の労働環境に配慮し、適正な履行と良好な品質の確保を図るために、調査をしています。下記労働環境チェックシートの提出にご協力ください。

労働環境チェックシート		「はい」、「いいえ」の該当する方をチェックしてください。	
1 労働条件等		はい・いいえ	
(1)就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)36協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)就業規則が労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 安全衛生関係			
(1)毎年定期的に健康診断を実施していますか。また、産業医・衛生管理者の選任は適正ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)事故報告書等の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. 労働時間の管理			
(1)労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)休暇・休日の取得状況及び管理は適切ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 賃金			
(1)賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。			金額を記入
最も低い労働賃金単価 : 1時間当たり	円	(職種 :) (施工業者名
※4.(4)のご記入については裏面をご参照ください。			
5. 各種保険加入の手続き			
(1)社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等が適正ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 法定帳簿等の整備状況			
(1)法定三帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)労働条件通知書(雇用契約書)が整備されていますか。また、労働者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備考			

★下請負契約を結ぶ場合、下請負人に対する元請負人の義務等については、建設業法に定められているところです。特に、下請負契約及び下請負代金支払の適正化並びに下請労働賃金の確保などが求められています。

年 月 日

工 事 名	
所 在 地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者・連絡先	TEL

※4. (4) について

○対象とする労働者の範囲

本契約における工事に主として従事する労働者(元請・下請を問いません。)で、公共工事設計労務単価で区分される51業種に該当する労働者とします。

※現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません。

※雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

○労働賃金単価について

実際に支払われる「基本給相当額」、「基準内手当」、「臨時の給与」、「実物給与」の額を会社所定の1か月の労働日数及び1日の労働時間により1時間単価に換算した金額を記入してください。

※基準内手当とは、家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等をいいます。

※時間外、休日及び深夜の労働に係るものは含みません。

なお、実際に支払われる金額の記載が困難な場合は、当該契約に係る最も低い労務単価(1時間当たり)を記入してください。この場合は金額の下に労務単価と記入してください。

対象となる51職種

職 種	
特殊作業員	さく岩工
普通作業員	トンネル特殊工
軽作業員	トンネル作業員
造園工	トンネル世話役
法面工	橋りょう特殊工
とび工	橋りょう塗装工
石工	橋りょう世話役
ブロック工	土木一般世話役
電工	高級船員
鉄筋工	普通船員
鉄骨工	潜水
塗装工	潜水連絡員
溶接工	潜水送気員
運転手(特殊)	山林砂防工
運転手(一般)	軌道工
潜かん工	型わく工
潜かん世話役	大工
左官	配管工
はり	つり工
防水	水金工
板金	イル工
タイル	シ工
サッシ	ふき工
屋根	装工
内装	ラス工
ガラ	具工
建築	ダクト工
設備	保温工
交通誘導	警備員A
交通誘導	警備員B

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。